

第50回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和3年7月9日（金）午前9時15分から

場所：庁議室

出席者：町長、副町長、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、町社会福祉協議会事務局次長、危機管理室長

決定事項：

大阪府の「まん延防止等重点措置」が延長された。前回に引き続き措置区域は33市で、本町は含まれていないが、大阪府からの要請を踏まえ、本町からも住民の皆さまに対し、下記の内容について協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

【期間】 7月12日から8月22日まで

- 不要不急の外出は自粛すること
- 不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- 4人以下（※1）のマスク会食（※2）の徹底
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

かなんぴあの利用可能時間短縮の解除について

【解除日】 7月13日

【利用可能時間】 通常どおり

なお、その他の事項（イベント、施設の利用等）については、大阪府の決定事項に準じる。

第49回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和3年6月18日（金）午後4時30分から

場所：庁議室

出席者：町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、町社会福祉協議会事務局長、危機管理室長

決定事項：

大阪府の「緊急事態宣言」が解除されることとなり、大阪府に「まん延防止等重点措置」が適用された。措置区域は33市で、本町は含まれていないが、大阪府からの要請を踏まえ、本町からも住民の皆さまに対し、下記の内容について協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

【期間】 6月21日から7月11日まで

- 不要不急の外出は自粛すること
- 不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- 営業時間宅祝を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- 2人以下（※1）のマスク会食（※2）の徹底
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

公共施設の臨時閉館の解除について

公共施設の臨時閉館を解除する

【解除日】 6月21日（6月21日が休館日の施設は6月22日）

【利用可能時間】 通常通り（かなんぴあを除く）

【対象施設】

- グランウンドゴルフ場
- テニスコート
- 総合運動場
- 学校施設開放を行っている小学校体育館及び運動場

○農村環境改善センター

○図書館

○中央公民館

○大宝地区公民館

○各地区集会所

○かなんぴあ（21時00分まで）

※総合体育館（ぷくぷくドーム）はワクチン接種の会場となりますので、当面は休館とします。

詳細は、町のホームページをご覧ください。

青色防犯パトロールの休止要請の解除について

青色防犯パトロールの休止要請については、下記のとおり解除します。

【期 間】 6月21日

なお、その他の事項（イベント、施設の利用等）については、大阪府の決定事項に準じる。

第48回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和3年5月31日（月）午前9時30分から

場所：庁議室

出席者：町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、町社会福祉協議会事務局長、危機管理室長

決定事項：

大阪府の緊急事態宣言が延長された。大阪府の緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大の防止対策として、住民の皆さまに対し、下記の内容について協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

【期 間】 6月1日 ～ 6月20日

○不要不急の外出※は自粛すること

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋

外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○不要不急※の都道府県間移動は自粛すること

※どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。

○感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること

○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること

○特に20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること

○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

公共施設の臨時閉館の延長について

公共施設の臨時閉館の期間を延長する。また、閉館中は新規の受付も行わない。

【期 間】 6月20日まで

【対象施設】

- (1) ぷくぷくドーム
- (2) グラウンドゴルフ場
- (3) テニスコート
- (4) 総合運動場
- (5) 学校施設開放を行っている小学校体育館及び運動場
- (6) かなんぴあ ※ぽけっとルーム（一時預かり）は業務を行う。
- (7) 農村環境改善センター
- (8) 図書館 ※ウェブサイト、電話予約による貸出サービスは行います。
詳しくは、図書館のウェブサイトをご覧ください。
- (9) 中央公民館
- (10) 大宝地区公民館 ※住民票等の発行業務は通常どおり行う。
- (11) 各地区集会所 ※社会生活の維持に必要な会議等の利用を除く。

ただし、利用可能時間は20時まで

青色防犯パトロールの休止期間の延長について

青色防犯パトロールの休止期間については、下記のとおり延長する。

【期 間】 6月20日まで

なお、その他の事項（イベント、施設の利用等）については、大阪府の決定事項に準じる。

第47回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和3年5月10日（月）午前10時00分から

場所：庁議室

出席者：町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、
住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、
町社会福祉協議会事務局長、危機管理室長

決定事項：

大阪府の緊急事態宣言が延長された。大阪府の緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大の防止対策として、住民の皆さまに対し、下記の内容について協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

期間 5月12日 ～ 5月31日

- 内容
- 不要不急の外出※は自粛すること
 - ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
 - 不要不急の都道府県間移動は自粛すること
 - 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
 - 特に20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
 - 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

公共施設の臨時閉館の延長について

公共施設の臨時閉館の期間を延長する。また、閉館中は新規の受付も行わない。

【期 間】 5月31日まで

【対象施設】

- (1) ぷくぷくドーム
- (2) グラウンドゴルフ場

- (3) テニスコート
- (4) 総合運動場
- (5) 学校施設開放を行っている小学校体育館及び運動場
- (6) かなんぴあ ※ぽけっとルーム（一時預かり）は業務を行う。
- (7) 農村環境改善センター
- (8) 図書館
- (9) 中央公民館
- (10) 大宝地区公民館 ※住民票等の発行業務は通常どおり行う。
- (11) 各地区集会所 ※社会生活の維持に必要な会議等の利用を除く。

ただし、利用可能時間は20時まで

青色防犯パトロールの休止期間の延長について

青色防犯パトロールの休止期間については、下記のとおり延長する。

【期 間】 5月31日まで

なお、その他の事項（イベント、施設の利用等）については、大阪府の決定事項に準じる。

第46回 河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時: 令和3年4月28日(水)午後4時30分～

場所: 庁議室

出張者: 出張者: 町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、町社会福祉協議会事務局長、健康づくり推進課長、危機管理室長

案件

- (1) 飲食店における感染防止対策の徹底向た職員派遣応援について
- (2) ワクチン接種について
- (3) その他

第45回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和3年4月23日（金）午後7時00分から

場所：庁議室

出席者：町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、町社会福祉協議会事務局次長、健康づくり推進課長、危機管理室長

決定事項：

大阪府に緊急事態宣言が発出された。これを受け、大阪府知事から大阪府全域に緊急事態措置が発表された。大阪府の緊急事態措置を踏まえ、住民の皆さまに対し、下記の内容について協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

期間 4月25日 ～ 5月11日

- 内容
- 不要不急の外出※は自粛すること
 - ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
 - 不要不急の都道府県間移動は自粛すること
 - 路上、公園等における集団での飲酒はしないこと
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
 - 特に20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
 - 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

公共施設の臨時閉館について

以下の施設は臨時閉館する。また、閉館中は新規の受付も行わない。

【期間】 4月25日～5月11日

【対象施設】

- (1) ふくふくドーム
- (2) グラウンドゴルフ場
- (3) テニスコート

- (4) 総合運動場
- (5) 学校施設開放を行っている小学校体育館及び運動場
- (6) かなんぴあ ※ぽけっとルーム（一時預かり）は業務を行う。
- (7) 農村環境改善センター
- (8) 図書館
- (9) 中央公民館
- (10) 大宝地区公民館 ※住民票等の発行業務は通常どおり行う。
- (11) 各地区集会所 ※社会生活の維持に必要な会議等の利用を除く。

ただし、利用可能時間は20時まで

青色防犯パトロールの休止について

青色防犯パトロールについては、下記の期間休止する。

【期間】 4月25日～5月11日

なお、その他の事項（イベント、施設の利用等）については、大阪府の決定事項に準じる。

第44回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時: 令和3年4月15日(木)午前10時30分から

場所: 庁議室

出席者: 町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、町社会福祉協議会事務局長、健康づくり推進課長、危機管理室長

決定事項:

大阪府は、医療提供体制が極めてひっ迫していることなどから、4月14日に「レッドステージ2」に移行し、「まん延防止等重点措置」の実施すべき区域における要請を変更した。大阪府からの要請を踏まえ、住民に対し、下記のとおり協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

期間 令和3年4月5日から令和3年5月5日まで

- 内容
- 大阪府全域における不要不急の外出・移動(※1)は自粛すること。(4月8日から要請)
 - 大阪府外への不要不急の外出・移動(※1)は自粛すること。
 - ※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象
 - 部活動は原則休止(学校が必要と判断する場合は活動時間を短縮して実施可)(4月15日から要請)
 - 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと。

- 歓送迎会は控えること。
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること。
- 4人以下(※2)でのマスク会食(※3)を徹底すること。
- ※2家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない。
- ※3疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。
- 町主催の対面による会議については、法令上必要なものを除き、原則中止または延期
- 町主催の各種事業及びイベントについては、感染症対策(マスク、消毒、検温、換気、参加者の把握)を十分に行ったうえで実施。なお、十分な感染症対策をとれない場合は、中止または延期
- ※各種団体が主催する会議及びイベント等についても、上記と同様の対応の協力を要請する。

公共施設の利用時間の短縮について

【期間】 4月9日～5月5日

【利用可能時間】 21時00分まで

【対象施設】 かなんぴあ(コナミ)、各地区集会所

なお、その他の事項(イベント、施設の利用等)については、大阪府の決定事項に準じる。

第43回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時:令和3年4月8日(木)午後1時15分から

場所:庁議室

出席者:町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、町社会福祉協議会次長、総務課長、健康づくり推進課長、危機管理室長

決定事項:

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請に変更に伴い、下記のとおり住民に協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

期間 令和3年4月5日から令和3年5月5日まで

- 内容
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること。
 - 4人以下(※1)でのマスク会食(※2)を徹底すること。
 - ※1家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない。
 - ※2疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。
 - 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと。
 - 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること。
 - 大阪府全域における不要不急の外出・移動は自粛すること。(4月8日から要請)
 - 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること。
 - 町主催の対面による会議については、法令上必要なものを除き、原則中止または延期

○町主催の各種事業及びイベントについては、感染症対策を十分に行ったうえで実施。なお、十分な感染症対策をとれない場合は、中止または延期
※各種団体が主催する会議及びイベント等についても、上記と同様の対応の協力を要請する。

公共施設の利用時間の短縮について

【期間】 4月9日～5月5日

【利用可能時間】 21時00分まで

【対象施設】 かなんぴあ(コナミ)、各地区集会所

なお、その他の事項(イベント、施設の利用等)については、大阪府の決定事項に準じる。

第42回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日時:令和3年4月2日(金)午後4時00分から

場所:庁議室

出席者:町長、副町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、議会事務局長、町社会福祉協議会次長、健康づくり推進課長、危機管理室長

決定事項:

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請に伴い、下記のとおり住民に協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

期間 令和3年4月5日から令和3年5月5日まで

内容 ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること。

○4人以下(※1)でのマスク会食(※2)を徹底すること。

※1家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない。

※2疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。

○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと。

○歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること。

○大阪市内への不要不急の外出・移動は自粛すること。

○大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること。

なお、その他の事項(イベント、施設の利用等)については、大阪府の決定事項に準じる。

第41回河南町新型コロナウイルス対策本部会議

日 時:令和3年3月29日(月)午前9時30分から

場 所:庁議室

出席者:町長、教育長、地方創生特命理事、総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、まち創造部長、教・育部長、会計管理者、町社会福祉協議会事務局長、健康づくり推進課長、危機管理室長

決定事項:

イエローステージ(警戒)の期間延長に伴い、下記のとおり住民に協力を要請する。

河南町から協力を要請する内容

期間 令和3年4月1日から令和3年4月21日まで

内容 ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること。

○4人以下(※1)でのマスク会食(※2)を徹底すること。

※1家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない。

※2疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。

○歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること。

○首都圏(1都3県)との往来を自粛すること。

なお、その他の事項(イベント、施設の利用等)については、大阪府の決定事項に準じる。